陳情の取り扱いと審査結果

今回、取り扱った陳情は、平成２４年第３回定例会の議会運営委員会から平成２４年第４回定例会の議会運営委員会までに提出され、受理した陳情が対象です。

取り扱いについては、各派交渉会で決定され、下記のとおりとなりました。

陳情番号	受付年月日	陳情名	審査方法	審査結果
11	H24.10.23	「愛知県の福祉医療制度の存続・拡充を求める意見書」の提出を求める陳情	各派交渉会にて「聞きおく」と決定	――
12	H24.10.23	介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情	総務委員会へ送付	不採択
13	H24.10.23	介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情	健康福祉委員会へ送付	不採択
14	H24.10.23	介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情	経済文教委員会へ送付	不採択
15	H24.10.23	介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情	建設消防委員会へ送付	不採択
16	H24.10.23	介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情	各派交渉会にて「聞きおく」と決定	――
17	H24.11.8	「子ども・子育て関連３法実施にあたっての意見書」提出を求める陳情	各派交渉会にて「聞きおく」と決定	――
18	H24.11.19	豊川市小坂井文化センター条例（平成２１年１２月２２日条例第４５号）の廃止を求める陳情	経済文教委員会へ送付	不採択

※　陳情第１２号から第１６号は同一の陳情であったものを、審査の都合上、関係委員会へ割り振ったものです。

※　審査方法の欄の「聞きおく」について、豊川市議会では議会運営委員会の申し合わせにより、国・県等に意見書の提出を求める陳情や国・県等に権限があり、国・県等に対応が委ねられている事項について議決を求める陳情については、各派交渉会等で「聞きおく」として、定例会中の常任委員会等での審査は行わないとしています。

全議員には、その写しを配布し、各会派が陳情内容により意見書や決議の発議が必要と判断した場合は、定例会の中日の前日までに案を添えて、議長に申し出ることになっています。

今期定例会において、申し出はありませんでした。